

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

令和6年度 社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会 事業計画

《基本方針》

近年、少子高齢化による人口減少や過疎化の進行、価値観の多様化などを背景として、地域のつながりが希薄化し、様々な生活課題が顕在化しています。

国は、こうした地域社会の変容や複雑多様化する福祉課題に対応するため、社会保障や社会福祉の制度を改正し、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされるなど「地域福祉の“施策化”」を進めています。社協を取り巻く状況も大きく変化しており、社協以外のさまざまな主体が地域福祉の分野に参入することが想定されるなか、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を果たせるか、社協の存在価値が問われています。新宮市社会福祉協議会としても、今後、どのような役割を果たしていくのか方向性や具体的な取り組みを示していく必要があります。

地域福祉事業部については、令和5年度に策定された第4次新宮市地域福祉活動計画（令和6年4月～令和10年3月）に基づき、地域のつながりの再構築や担い手不足への取り組みについて、住民の皆様が主体的に活動できるように支援していくとともに、社会的孤立・孤独など様々な要因により生きづらさを抱える方への対応や制度の狭間にある課題についても地域住民の皆様やあらゆる団体、組織と協働により取り組んでまいります。

介護保険事業部においては、令和3年度より収支バランスが悪化しており、制度改正や介護人材不足、地域の介護サービスの動向、利用者のニーズ等、経営をめぐる環境は常に変化しています。こうした動向を把握して健全経営に向けて中期的な経営方針を打ち出し、効率的かつ安定的な事業経営に努めてまいります。

また、「地域福祉の“施策化”」により市町村が実施主体となる事業が今後も増えてくるなかで行政との連携は必要不可欠となります。新宮市の目指すべき地域福祉の方向性や、地域福祉推進のために必要な事業や人員について引き続き市と協議を重ね、認識を共有してまいります。

重点項目

1. 新宮市社会福祉協議会中期経営計画の策定

地域福祉施策が大きく動く時期にある中で、社会保障・社会福祉制度の動向、地域生活課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取り組みの状況等の外部環境や、社協の組織体制、事業の内容、職員体制、財務状況等の内部環境を十分把握・検討した上で、今後、新宮市社会福祉協議会としてどのような役割を果たしていくのか、目指すべき方向性を示し、具体的な取り組みを示す中期経営計画を策定する。

2. 第4次新宮市地域福祉活動計画の推進

基本目標である「共に育てよう、人・まち・ネットワーク～様々な協働による地域福祉活動の推進～」と、その目標を達成するために設定された「人育て」「まち育て」「ネットワーク育て」の3つの育てを柱に、地域住民、福祉活動団体、自治会、ボランティア、福祉事業者、行政、社協等が連携しながら、各地区の課題解決に向けて取り組む。

3. 介護保険事業部の経営改善に向けた取り組み

中期経営計画の策定を通じ、今後5年間の介護保険事業部の経営について組織全体で的確な方針を出していくとともに、収支バランス悪化の要因を分析し、安定した経営が継続できるよう組織体制を見直していく。

各 部 方 針

総務部

1. 事業継続計画（BCP）の策定
2. 人材育成（新任研修、役職員研修等）
3. 自主財源の確保

地域福祉部

1. 第4次新宮市地域福祉活動計画に基づく各地区の課題への取り組み
2. ソーシャルワーク機能の強化（事例検討会、ケース会議、研修等）
3. 部門間（社協内）の連携強化

介護保険事業部

1. 定期的な経営会議の開催（課題分析、経営状況の共有等）
2. 介護職員の人材育成、確保、サービスの質の向上
3. 部門間（社協内）の連携強化

実施計画

1. 会の運営と組織基盤の確立

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 自主財源の確保と会員加入の促進
- (4) 職員研修の実施
- (5) 広報紙「アシスト」の発行

2. 第4次地域福祉活動計画の推進

- (1) 各地区の課題への取組み（担い手不足、地域のつながりの再構築）
- (2) 進捗状況の確認（評価、新たな課題、見直しの必要性等）

3. 地域福祉事業の推進

- (1) 小地域ネットワークづくり事業の推進
 - ・あらゆる生活課題を受け止める相談支援体制の整備
 - ・アウトリーチの徹底
 - ・地域住民や各種団体等が地域の課題や解決策を検討するための場づくり
 - ・生活支援コーディネーターとの連携による支え合い活動の推進
 - ・SNSによる地域活動等の情報発信
 - ・民生委員児童委員、区、町内会との連携
 - ・地域活動の新たな担い手の発掘
 - ・各種団体等による住民主体のサロン活動の支援
- (2) 生活支援コーディネーター事業の受託
 - ・住民主体による地域支え合い活動の推進
 - ・新たな地域資源の把握及び開発
 - ・地域の支援ニーズと地域資源とのマッチング
 - ・様々な事業主体や各種団体との連携、ネットワークの構築
- (3) 福祉委員活動の推進
 - ・福祉委員の増強
 - ・正副委員長会議の開催
 - ・見守り活動の推進
 - ・研修会の開催
 - ・地区福祉委員会活動の支援
 - ・関係機関・団体との連携
 - ・福祉委員によるふれあいいきいきサロン活動推進の強化
 - ・ふれあい交流事業の支援
 - ・共同募金運動への協力
- (4) 福祉のまちづくり事業の実施

- ・障がい児激励事業
- ・「愛の日」バザー
- ・人権研修会の開催及び参加

4. ボランティア活動事業の推進

(1) ボランティア・市民活動センター事業

- ・運営委員会の開催
- ・地域福祉活動計画推進への協力
- ・広報、啓発
- ・交流と連携（ネットワーク）の促進
- ・勉強会、研修会の開催
- ・他市町村ボランティア・市民活動センターとの連携
- ・しんぐう元気フェスタの開催
- ・災害時対応訓練及び研修会への参加
- ・カルチャーサロンの開催

(2) ボランティアコーディネーター事業

① ボランティアの育成

- ・新規ボランティアの推進
地域課題に応じたボランティアの発掘及び育成、マッチング
- ・福祉教育の推進
福祉体験講座の開催
ボランティアスクールの開催
小・中・高等学校との連携

② ボランティア活動の支援

- ・情報の収集と提供
- ・相談、活動支援

5. 要援護者支援事業の推進

(1) 福祉サービス利用援助事業

- ・福祉サービス利用のための手続き
- ・公共料金の支払いや福祉サービス利用料の支払い
- ・通帳や証書の預かり

(2) 法人後見事業

(3) 生活困窮者支援制度への協力

(4) 福祉車両貸出事業

(5) 紙おむつ半額助成事業

(6) 貸付事業の推進

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・緊急小口資金貸付事業

6. 災害時対応事業の推進

- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- (2) ボランティア・市民活動センターとの連携
- (3) 日本赤十字社との連携
- (4) 共同募金運動への協力と「新宮いのちの募金」助成事業の実施
- (5) 和歌山県社会福祉協議会（和歌山県災害ボランティアセンター）との連携
- (6) 県下市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援
- (7) 有事に備えた必要資機材・物資等の備蓄管理
- (8) 災害ボランティアセンターについての情報収集並びに派遣

7. 善意銀行の運営

市民の善意による金品を受入れ、地域福祉活動に役立てています。

8. 介護保険事業の運営

- (1) 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）
 - ・介護保険法に基づき、介護、介護予防・日常生活総合支援事業のサービス利用者を対象としてケアプランを作成する。
 - ・利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、行政やサービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行う。
 - ・研修会や事例検討等を通じて、情報共有や専門職のスキルアップを図る。
- (2) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
 - ・介護保険法に基づき、介護、介護予防・日常生活総合支援事業サービス利用者を対象として、生活援助、身体介護、通院介助を提供する。
 - ・障害者総合支援法上のサービス利用者に対し、障害福祉サービス（家事援助、身体介護、同行援護、重度訪問介護、移動支援）を提供する。
 - ・にこにこサービス事業（介護保険制度外サービス）
- (3) 熊野川地域包括支援センターの受託
 - ①包括的支援事業
 - ・指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
要介護認定で要支援1・2と認定された方のケアプラン作成
 - ・総合相談支援事業
高齢者や家族の相談を受け適切なサービス支援を行う。
 - ・権利擁護事業
高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害防止などの支援
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
多職種協働による地域支援ネットワークの形成をはじめ、地域ケア会議・事例検討会の実施、その他支援専門員に対する必要な情報提供及び

後方支援

- ・認知症施策推進業務

認知症サポーター養成講座の実施

②介護予防事業

- ・個別に対する介護予防

介護状態になる危険リスクを把握し、健康面及び生活面における介護予防に基づく助言・指導等を行う。

- ・運動機能向上に関する事業

高齢期の筋力低下等予防を目的とした運動を行う。また、地域住民が自主的に運動等を継続実施できるよう支援を行う。

- ・介護予防講座等の実施

各地域に応じた口腔・栄養・認知症等に関する介護予防講座を実施し、介護予防啓発を行う。

(4) 特定旅客自動車運送事業（熊野川地区限定の介護タクシー）

9. 指定管理者制度による事業の受託

(1) 中央児童館の管理運営

全ての児童を対象に遊びや交流の場の提供、及び子育て支援含む健全育成支援事業の推進

- ・自然とのふれあい活動の実施
- ・世代交流活動の実施
- ・創作活動や季節行事の実施
- ・クラブ活動を通して集団的援助活動
- ・ジュニアボランティアの育成
- ・運動あそびを通じた体力づくりの推進
- ・未就園児の親子を対象にした子育て支援活動の実施
- ・防災活動の実施（避難訓練の実施）
- ・市児童館や子育て関係機関との連携

(2) 福祉センターの管理運営

- ・老人福祉センターの貸館業務
- ・高齢者等入浴サービスの実施
- ・避難訓練の実施

10. 福祉サービスにおける苦情解決第三者委員会の運営

(1) 苦情解決第三者委員会の開催

(2) 苦情に対する円滑な解決とサービスの充実

11. 福祉関係団体との連携

(1) 民生委員児童委員協議会との連携

- ・地域の見守り体制の構築
- ・地域福祉ネットワークづくりの推進
- ・子育てサロン・おやこサロンの推進

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
- (2) ゆうゆうクラブ（老人クラブ連合会）との連携
 - ・ゆうゆうクラブ活性化の推進
 - ・生きがいと創造の事業の推進（生きがい菜園・生きがい教室・はつらつ教室）
 - ・「愛の日」ゆうゆうクラブ芸能大会への協力
- (3) 赤十字事業への協力
 - ・赤十字事業の推進
 - ・赤十字活動資金募集の推進
- (4) 共同募金運動への協力
 - ・赤い羽根（「ささえあい募金」「MACHI（まち）サポート募金」「新宮いのちの募金」）の推進
 - ・歳末たすけあい運動の実施
 - ・フードパントリー事業
 - ・適正かつ効果的な配分の実施